

議案第120号

つくば市総合運動公園事業検証委員会条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年12月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市総合運動公園事業検証委員会条例

(設置)

第1条 住民投票の結果を受け、白紙撤回された総合運動公園事業の進め方の検証を行い、もって行政経営の適正化及び透明性の向上を図るため、総合運動公園事業検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、総合運動公園事業に関して、事業計画の企画立案、事業実施の決定、事業推進の方法、用地買収等に関する問題点の検討及び原因究明を行い、それらに基づく再発防止のための是正改善策の提言等を取りまとめて市長に報告する。

2 委員会は、前項の所掌事務の遂行に当たっては、委員会の設置目的が個人の責任の追及を目的とするものではないことに留意しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、第2条第1項の所掌事務について必要な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から第2条第1項の規定による報告を行う日までとする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により、委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の行う調査審議の手續は、公開しない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を求め、又は当該者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条第1項の規定による報告があった日後において規則で定める日限り、その効力を失う。

(つくば市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 つくば市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表オンブズマンの項の次に次のように加える。

総合運動公園事業検証委員会の委員	日額 50,000円	一般職の職員
------------------	------------	--------

つくば市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則（略） 別表（第2条，第4条関係）			本則・附則（略） 別表（第2条，第4条関係）		
職	報酬	相当する職	職	報酬	相当する職
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オンブズマン	日額 40,000円	一般職の職員	オンブズマン	日額 40,000円	一般職の職員
<u>総合運動公園事業検証委員会の委員</u>	<u>日額 50,000円</u>	<u>一般職の職員</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)